家庭用防犯カメラ管理運用規定

　この要領は、個人のプライバシーの保護を考慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、家庭用防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、その適正な設置運用を図ることとする。

１　設置目的

　　家庭用防犯カメラは、犯罪の防止のため設置することとする。

２　設置の場所等

1. 設置場所は、別紙位置図のとおりとする。
2. 設置場所を変更する際には、役場防災危機管理室に報告する。
3. 家庭用防犯カメラの撮影区域の入口等の見やすい位置に、「防犯カメラ作動

中」と記載した表示板を掲示する。

３　家庭用防犯カメラの管理責任者は、 とする。

４　画像の管理

1. 保存期間は、　　 日間とする。
2. 画像は、管理責任者及び管理責任者が許可した者以外は閲覧できない。
3. 記録された画像の不必要な複製や加工を行わないこととする。
4. 保存期間を経過した画像は、上書き等により速やかに、かつ、確実に消去す

るものとする。また、記録媒体を破棄する場合は、画像データの読み取りまた

は復元ができないよう処分するものとする。

５　画像の提供の制限

　　プライバシー保護のため、ＳＮＳ等への投稿やメディアを含んだ第三者への画像の提供は原則禁止すること。ただし、次の場合については提供できるものとする。

1. 法令等に定めがある場合
2. 人の生命、身体または財産の安全の確保のため緊急の必要性がある場合
3. 捜査機関から犯罪捜査のため、情報提供を求められた場合

６　保守点検

　　管理責任者は、家庭用防犯カメラが適正に作動するよう、定期的に保守点検を行

うこととする。